

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2008年12月号

クリスマス・イルミネーションがきれいですね。

不況でも、季節は巡り、また春はやってきます。でも、学校を卒業して新卒入社は一生一度のことです。11月末現在、不況による倒産や業績の悪化等で、全国の企業の内定取り消しが87社に上っていると聞きました。一度しかない春に、とやりきれない思いですが、そこをたくましく乗り切って、強い社会人に成長してほしいと就職第一次氷河期に社会人になった私は願っています。



12月号目次

☆ 年金と雇用保険

☆ 年末調整豆知識



☆ 年金と雇用保険

これは、前回のワーキング・シックスティーズの続編ともいえるお話です。

60歳以降も働く、と決めている方でも、

「これまで、ずっと働いてきたんだから、60歳からは、ちょっと退職金と雇用保険の基本手当で小休止。」とお考えの方もおられます。

これは、そんな方への注意事項です。

実はこの世代、60歳から65歳までの特別支給の老齢厚生年金を受け取ることの出来る世代、なのですが.....。

この60歳代前半の特別支給の老齢厚生年金は、ハローワークで求職の申し込みをした場合、その翌月から雇用保険の基本手当（所謂失業手当です）を受けている期間の年金が支給停止されます。基本手当を月に1日分も受給していない場合や、待期間や給付制限期間がなければ、年金の支給停止はありません。

なんで、このようなお話をするかと申しますと、60歳後の生活設計を考える上で、例えば、会社を定年退職ではなく59歳11ヶ月で自己都合退職したとします。

そして、あと1月したら、失業保険と年金両方もらえるから、と思っていると、困ったことになる場合があるからです。（裏面へ続く）

雇用保険の給付制限期間には、自己都合退職も含まれます。自己都合退職の場合、1ヶ月～3ヶ月の間、基本手当が支給されません。

そして、この給付制限期間には、年金が支給されないのです。

会社を退職して約3ヶ月間、お金が入ってこない場合が考えられるのです。

ただし、この基本手当は先延ばしされるだけですし、年金についても、事後精算システムがあります。事後精算は、年金停止月から実際に基本手当の支給対象となった日数を30で割った数を引いた月数だけ年金が後から支給されます。

尚、定年退職した場合は、雇用保険の給付制限期間はありませんが、基本手当を受取るときは年金が停止されます。

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。
機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

☆ 年末調整豆知識

平成18年の税制改正で、平成19年分より損害保険料控除が廃止されたことはご存じかと思いますが、経過措置として平成18年の12月31日までに契約した一定の要件を満たす長期損害保険契約等の地震保険料部分は、控除の対象となります。

たとえば、住宅ローンを組んで10年以上の長期損害保険契約を平成18年12月31日までにしていた場合の、地震保険料部分は控除の対象となります。

そして、ポイントは？

地震保険は単独では加入できず、必ず火災保険とセットでの加入となりますが、火災保険料部分は地震保険料控除の対象となりません。

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

